

【国際協力機構法整備支援プロジェクトの現況】

ラオス法整備支援案件について

JICA産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ 法・司法チーム
加藤 浩一

ラオスでは、1975年に現社会主義政権が成立してから1980年代後半までの間、法学教育が停止されていた上、社会主義国への留学が多かったこともあり、1986年の市場経済導入後も市場経済化に対応できる法律の専門家が不足していました。また、検察官及び裁判官用の執務マニュアル類がほとんど皆無であったため、法・司法に携わる人材の育成と、法律の基礎的な資料の策定が必要とされていました。

このような背景を踏まえ、ラオスへの法整備支援としては、これまで法律教材や実務マニュアル等の法律の基礎的な資料の整備、法律関係者の人材育成等に取り組んできました。

実施中の「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」(2014年-2018年)では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学をカウンターパート機関として、民法典の起草支援、民法典に関する執務参考資料等の作成支援、経済紛争解決法や労働法に関するハンドブック作成、捜査段階におけるQ&A集、教育機関における教材作成等に取り組んでいます。

特に民法典の起草支援については、前フェーズの2012年から取り組んでいる中心的な活動であり、2017年5月には国会で初の審議がなされました。審議の結果、継続検討となりましたが、2018年10月とされる次回の国会審議に向けて現地での検討が続いています。

さて、ラオスのプロジェクトの特徴として、ラオス側の主体性にに基づき案件を実施していることが挙げられます。その仕組みの一つとして、プロジェクトの活動毎に、4つのカウンターパート機関混合により設置されたサブワーキンググループ(SWG)の存在が挙げられます。SWGは、20名程度で構成され、ラオス側のリーダーの下、日本人専門家は必要な助言やコメントはするものの、ラオス側が中心となって活動を実施しています。そのため、時間がかかる側面はあるかもしれませんが、ラオス側の理解が深まり、さらには成果物の普及や定着にもラオス側のコミットメントが得られやすいと考えられます。

もう1つの特徴がSWGの活動として行われる地方都市でのリトリートです。ラオスの首都ビエンチャンから車で2時間強の地方都市タラートでは、プロジェクトの各SWGのリトリートが頻繁に行われています。SWGのメンバーは、首都ビエンチャンでは所属機関の通常業務に追われてSWGの活動に専念できないことから、メンバーを一堂に会して集中して議論・検討できる合宿型のリトリートの手法が好まれ、定着しているとのこと。

今年7月、私自身も初めてこのリトリートに参加する機会を得ました。タラートまでの途上の風景は、かつて赴任した西アフリカのセネガルの地方を思い出させる素朴なもので、舗装された幹線道路から一つ脇に入れば未舗装の赤土の世界が広がっていました。幹線道

路脇には、ところどころ大小の集落が点在し、人々の日常が垣間見えました。

さて、参加したリトリートでは、教育改善の SWG メンバーにより、教育機関における研修教材の作成作業が行われていました。日本人専門家は、助言やコメントはするのですが、ラオス側のリーダーの仕切りの下、出席者はもくもくと自分達で設定した課題に取り組んでいました。出席者一人一人がなされるべきことを把握している様子で、特に紛糾することもなく、整然と作業が進められていました。

私自身、ラオスを訪問したのはこの時が2度目でした。ラオスを訪問した日本人は皆ラオスを好きになると聞いたことがあります。もしかしたら、私が参加したこのリトリートのように、目的に向かってひたむきに作業に取り組むラオス人の姿勢が日本人とも共通し、共感を覚え、ラオスのことを好きになるのかもしれない。

プロジェクトの協力期間は残すところ約1年となりました。ラオス側の協力的な姿勢と日本人専門家の献身的な協力により、想定していた成果の達成に目途が立ってきています。起草から支援してきた民法典については、次回の国会審議に向けてこれからが正念場となりますが、ラオス人の主体的な取組を引き続き支援していきたいと思います。